

福島原発事故

生業訴訟 国と東電断罪

仙台高裁 国の責任認定は二審初



賠償額2倍に

東京電力福島第一原発事故で、福島県と隣県の宮城県、栃木県、茨城県などの住民約3600人が、東電

と国に約215億円の損害賠償と放射線量の低減による原状回復を求めた「生業を返せ、地域を返せ」福島原発訴訟の控訴審判決が30日、仙台高裁（上田哲裁判長）でありました。上田裁判長は、一審の福島地裁判決に続き、国と東電の賠償責任を認めるとともに、35000人に対し計約10億

1000万円を支払うように国と東電に命じました。一審の約5億円から大幅に上積みされました。法廷では「完勝だ」の声や拍手が起きました。

した国の「中間指針」の賠償基準が妥当かどうか▽放射線量を事故発生前にもどす原状回復責任の有無一などです。

↓関連⑥面
判決は、2002年に国の機関が公表した地震予測「長期評価」を踏まえ、速やかに予想到達水位を試算していれば、同年末ごろには敷地の10倍を超える大津波の来襲を予見できたと判断しました。

さらに事故は防げなかったとする国の主張を退け、国が規制権限を行使しなかったのは違法としました。

争点は▽大津波の襲来を予見できたかどうか▽事故を防げたか▽賠償範囲を示す。

原状回復の請求は一審に続いて却下しました。一審は、国の賠償責任を

仙台高裁前で生業訴訟の原告勝訴を伝える原告、弁護士ら30日、仙台市

争点は▽大津波の襲来を予見できたかどうか▽事故を防げたか▽賠償範囲を示す。

原状回復の請求は一審に続いて却下しました。一審は、国の賠償責任を

二次的なものとして、賠償責任の範囲を東電の2分の1にとどめました。高裁は国の責任範囲を一部に限定すべきでない判断し、東電と同様の責任を認めました。

再度喜び責任に国

被害救済前進、決意新た

仙台高裁判決受け 原告・支援者ら

生業訴訟

「勝訴」「再び国を断罪」「被害救済前進」。東京電力福島第一原発事故について国と東電の責任を明確に認定、断罪した仙台高裁判決があった30日、裁判所前には多くの原告、支援者らが駆けつけ、歓喜の渦に包まれました。

午後2時半ごろに判決内容は伝えられると、湧き起った拍手が鳴りやみませんでした。「みなさん、国の責任が明確に断罪されました」と華を高々と上げたのは中島孝原告団長。「国の責任を認めない判決が多い、あしき流れをきっぱりと断ち切った」と力を込めました。

涙を流して喜んだ原告の山本鉄雄さん(85)



生業訴訟の原告団訴を受けて開かれた報告集会。記者会見も30日、仙台市

「福島県警検断IIは私に樺太(サハリン)からの引き揚げ者、原発事故で二度の大戦にあったような思いだ。二度と事故がないように」と話ししました。

仙台市で報告集会。記者会見を開いた弁護団共同代表の菊池敏氏は、今回の判決が「国はやるべきことをやらなかったと、事実をおぼえて批判し、その是正

を求めている。『国の責任は二次的なもの』という一番の福島地裁判決を乗り越え、東電と連帯し全額について国は責任をもち支払うべきだと明確に言っている」と指摘。「この大きな流れは仙台から全国へ広がる」と強調しました。

原発頼みから転換を

【解説】 東京電力福島第一原発事故をめぐって国や東電に損害賠償を求めた各地の集団訴訟で、30日の「生業(なりわい)」を返せ、地域を返せ」

福島原発訴訟控訴審判決で仙台高裁が高裁レベルで初めて国の法的責任を認定しました。争点は、第一原発に襲来する大津波を予見できたかどうか、事故を防げたかどうかです。判決は、国の主張を「ことごとく退けまし

た」とは、国の地震調査研究推進本部(地震本部)が2002年7月に公表した地震予測「長期評価」について、別の見解が支配的だったなど理由として規制権限を行使するだけの合理性がないと主張しました。しかし、判決は「長期評価」の見解の信頼性を論議する国の主張は採用できないと指摘。

「長期評価」は「個々の学者や民間団体の一見解」とはその意義において格段に異なる重要な資料であり、相当程度に客観的かつ合理的

野菜を育ててきた。汚染された大地は元に戻らない。お金の問題ではない」と悔しさを口にしたのは、福島県須賀川市で農業を営む原告の樽川和也さん。今後のたたかいへ決意をのべました。

「原発再稼働がまた進もうとしている。福島と同じ原発事故を出さないために、私はこれからも声をあげ続け、後世に原発を残してはならないと訴えた」

「大きな意義」原告団・弁護団声明

「生業(なりわい)を返せ、地域を返せ」

判決を喜びつつ、「汚染された大地に種をまき、放射能が検出されるかもわからない

根拠を有する科学的知見であったことは動かすことができない」と、見解を踏まえて津波高の試算ならずれば、遅くとも02年末ごろまでには敷地を越える大津波到来の可能性を認識できた」としました。

また「長期評価」公表後の原子力安全・保安院(当時)も東電の対応について「長期評価」の見解による想定津波の試算が行われれば、喫緊の対策措置を講じなければならなくなると可能性を認識しながら、そうだった

場合の影響の大きさを恐れる余り、試算自体を避け、あるいは試算結果が公になることを避けようとしていたものと認めざるを得ない」と断じます。

判決は、国の賠償責任の範囲を指摘した箇所では、「原発の設置・運営は、原子力利用の一環として国家のエネルギー政策に深く関わる問題」として、国の責任の範囲を限定するとは「相当ではない」としています。推進政策を採用した国は今回の判決を尊重し、事故を真摯(しんしん)に反省し、原発頼みから転換すべきです。(原発取材班)